

令和元年第4回

定例会会議録

会 期

令和元年 12 月 10 日（火）から
令和元年 12 月 19 日（木）まで

会 議 日

令和元年 12 月 10 日（火）
令和元年 12 月 12 日（木）
令和元年 12 月 19 日（木）

東 串 良 町 議 会

令和元年第4回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和元年12月10日 午前10時05分
散 会 令和元年12月10日 午前10時16分

出席議員（9人）

1番 小川香織	2番 児玉勇治
4番 牧原完治	5番 西園貞美
6番 泊重巳	7番 前田隆
8番 上園ミキ	9番 宮地利雄
10番 田之畑稔	

欠席議員（1人）

3番 瀬戸山譲一

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 牧原完治 6番 泊重巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	宮地利行
副町長	畠中勇一郎	企画課長	中島孝一
教育長	天神康男	農地課長兼農業委員会事務局長	高吉幸一郎
会計管理者	有嶋義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長	田尾勝
総務課長	江口勝志	社会教育課長	橋口正博
農林水産課長	木佐貫勝志	総務課長補佐	上野史生
福祉課長	吉永広史		
税務課長	東水流勝		
建設課長	甫村良教		

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広 書記 浜屋啓子

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 同意第 8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

会 議 の 経 過

開 会 午前10時05分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和元年第4回東串良町議会定例会を開会します。

本日の会議に、瀬戸山譲一議員から欠席の申し出がありましたので、報告いたします。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番 牧原完治議員及び6番 泊 重巳議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの10日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの10日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。

議長及び町長の報告、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（平成30年度事業分）については、お手元に印刷して配付してありますので、報

## 会 議 の 経 過

告を省略します。

それから去る11月13日、東京で開催された全国町村議会議長全国大会において、田之畑稔議員が町村議会議員として30年以上在職し、功労のあった者として、また県議長会会長として4年以上在職し、尽力したものとして、特別に表彰されたので、報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

---

### ◆ 日程第 4 同意第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長（田之畑）

日程第 4 同意第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意を求める件を議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

同意第 8 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

東串良町新川西 5 6 3 7 番地の外園享さんを固定資産評価審査委員会委員に選任したので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから、同意第8号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定しました。

~~~~~

- ◆ 日程第5 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- ◆ 日程第6 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- ◆ 日程第7 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第7 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例についてまでの3件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

それでは、ただいま議題となりました議案第50号から議案第52号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

令和元年人事院の給与勧告に基づき、国が期末手当の支給割合について見直しを行ったことに伴い、改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

令和元年人事院の給与勧告に基づき、国が俸給表及び勤勉手当の支給割合並びに住居手当について見直しを行ったことに伴い改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について、御説明申

会 議 の 経 過

上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い改正するものがございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 8 議案第 5 3 号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号）
 - ◆ 日程第 9 議案第 5 4 号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
 - ◆ 日程第 10 議案第 5 5 号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
 - ◆ 日程第 11 議案第 5 6 号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議 長（田之畑）

日程第 8 議案第 5 3 号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号）から日程第 11 議案第 5 6 号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）までの 4 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 5 3 号から議案第 5 6 号までを御説明申し上げます。

まず初めに、議案第 5 3 号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第 5 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 2, 2 0 1 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 5 5 億 8 0 0 万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表「歳入歳出予算補正」によるところであります。

次に、債務負担行為の変更は、第 2 表「債務負担行為補正」によるところであります。また、地方債の変更は、第 3 表「地方債補正」によるところであります。よろしく願いいたします。

次に、議案第 5 4 号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 9 3 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 1 億 1, 5 4 4 万 7, 0 0 0 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項

会 議 の 経 過

の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9,121万8,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ830万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億392万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表「歳入歳出予算補正」によるところであります。よろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願ひします。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月12日午前10時より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午前10時16分

令和元年第4回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和元年12月12日 午前10時00分  
散 会 令和元年12月12日 午後 2時18分

出席議員（9人）

|          |         |
|----------|---------|
| 1番 小川香織  | 2番 児玉勇治 |
| 4番 牧原完治  | 5番 西園貞美 |
| 6番 泊重巳   | 7番 前田隆  |
| 8番 上園ミキ  | 9番 宮地利雄 |
| 10番 田之畑稔 |         |

欠席議員（1人）

3番 瀬戸山譲一

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 牧原完治                      6番 泊重巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |       |                  |       |
|--------|-------|------------------|-------|
| 町長     | 宮原順   | 住民課長             | 宮地利行  |
| 副町長    | 畠中勇一郎 | 企画課長             | 中島孝一  |
| 教育長    | 天神康男  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 高吉幸一郎 |
| 会計管理者  | 有嶋義昭  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 田尾勝   |
| 総務課長   | 江口勝志  | 社会教育課長           | 橋口正博  |
| 農林水産課長 | 木佐貫勝志 | 総務課長補佐           | 上野史生  |
| 福祉課長   | 吉永広史  |                  |       |
| 税務課長   | 東水流勝  |                  |       |
| 建設課長   | 甫村良教  |                  |       |

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園保広                      書記 浜屋啓子

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

## 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

日程第 6 議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

# 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

日程第 6 議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

## 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議に、瀬戸山譲一議員から欠席の申し出がありましたので報告します。

直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番 上園ミキ議員。

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

おはようございます。それでは、防災についてと福祉について、この2点の中から今回通告いたしました内容で質問をいたしたいと思います。

まず初めに、防災について伺います。

東日本における大規模な洪水や土砂災害を引き起こした台風19号、犠牲者となられた方々にお悔やみと被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。半数以上の方が浸水や洪水といった水害で犠牲になられたと言われております。水の怖さを改めて知ることになりました。ところで、本町も串良川の決壊のおそれがあり、7月3日、避難指示を出し、避難所が開設されました。それぞれの避難所への避難人数は何人であったのか、まずお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。お答えします。

7月3日の避難所開設時は、大隅地方で記録的な大雨に見舞われ、6月25日から7月3日までの総雨量が1,000ミリに達したところもございました。肝属川水系では、軒並み水かさが増しました。特に串良川の豊栄橋付近では7月3日、午後3時半ごろ、氾濫危険水域の4メートル90センチに達し、3日午後5時に串良川はあと50センチ余りで堤防を越える、5メートル14センチの水位に達し、それから4日午前0時までおよそ9時間にわたり、氾濫危険水域を越え、いつ大規模な水害が起きてもおかしくない状態が続きました。町では、7月3日、午後2時30分に串良川の氾濫のおそれが強

会 議 の 経 過

またとして、町内全域に避難勧告を発令、同日午後3時37分に串良川に隣接する岩弘、豊栄、池之原、川西地区に対し、避難指示を発令しました。なお、この日の最高気温が29.8℃と夏日であったため、熱中症などの2次被害を避けるため、クーラー設備の整った保健センター、総合センター、防災センターの3カ所を避難所として開設いたしました。避難所のピーク時刻は、7月4日午前0時で、保健センターへ120名、64世帯、そして総合センターへ23名、12世帯、防災センターへ30名、13世帯の合計173名の方、そして89世帯の方が避難しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

ただいまそれぞれの避難場所へ避難された方々の人数をお伺いしたわけなんですけど、私の友人も保健センターへ避難をした。ところが1カ所に集中して入るのをためらった。車の中で一夜を過ごしたという話をお伺いいたしました。学校の体育館が、今回開設されなかったのは、二次災害を引き起こすおそれがあるとの説明があったわけなんですけど、近くの体育館であると、我々車を持たない年寄りでもみんなと声をかけ合って避難するのに、との声も聞かれました。台風や雨は、事前に情報が伝わり、いろいろなことを考慮して避難ができるわけなんですけど、体育館の整備等をしておく必要もあるのではないかというふうに思うわけなんですけど、町長の考えをお聞かせください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今の御質問ですが、先ほど説明しましたように、当日はちょうど暑い日で29.8℃という夏日だったとのことで、説明しましたとおり、熱中症などの二次被害を避けるためのクーラー設備の整ったところということですね。今おっしゃったのは総合体育館のことだろうと思えますけれども、あそこも将来、どうしてもこんなに多くの方が避難されるとなれば、空調設備も懸念しなくてはならないということで、前向きにちょっと設備については防災等も考えて空調設備も準備したらいいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

前向きに検討するということですが、やはり総合体育館、あそこは広いですので、多額の費用も必要かというふうに思うわけなんですよね。できましたら、本県とか、五区の国会議員の選出の先生もいらっしゃいますので、積極的にそういう先生方に何か使える補助事業はないのかというような働きかけをして、なるべく自分のまちのお金の持ち出しが少なくて済むような感じのそういう取り組みをしていただきたい。積極的にそういうことをしていただきたいというふうに思っております。

それから次に、まちが開設した避難所以外で、例えば子供のところや親戚のところなどへ避難をした人の人数は把握できているのかということをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

町が開設した避難所以外への避難者数については、全ての把握はできておりませんが、親戚のところなどへ避難した方や商業施設などの駐車場で車中泊をした方がいたとお話は伺っておりますけれども、人数についてはちょっと把握しておりません。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

いわば、この人数の把握ができなければ、どこで、例えば安全と思って避難をしたところが安全ではなかった。そしてそこで避難をしてしまったというような場合、どうやって追跡調査をするのか、安否確認をするのかという問題が生じてくるというふうに思っております。できましたらしっかりとした仕組みをつくって、情報連絡網の整備をするべきじゃないかというふうに思いますが、町長の考え方をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今おっしゃいましたアンケート調査もとっていないし、今おっしゃいましたように車中泊というのは、エコノミー症候群というか、足腰のあれが出て、死亡者も出てくるような状況でございます。それと今言いましたアンケート調査もとらないとわからない状態ですので、これについてはお答えできかねますので、アンケート調査もとってみたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

町長、私が言いたいのは、連絡網の、いわばそういう人たちのためにちゃんとした仕組みをつくって、そういう人たちの調査ができる、いわばアンケート調査だけではなくて、そういう自分は今回の場合でも私のところにも電話が来たんですよ。娘のところには私は避難をするねって。隣の人はお友達のところには避難をしようと思ったよとか、そういうものが連絡が来て、これはちゃんとしたまちとして連絡網をつくっておかないと、これはいけないなというふうに思ったわけですので、そういう仕組み、そういうものをしっかりとしてほしいということなんですが、町長どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、連絡網というのを、81自主防災組織が立ち上がっておりますけれども、そういう中でそれぞれの集落内で私はどっちに行きますよというのを、その組織の中で自由にできるような方向性とか、まちにはまちでちゃんとした連絡網がありますので、私はここにいますからという、そういう連絡網をまた連絡いただくような手法をとっていきたいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

まずは命が大事ですので、一人一人の安否確認ができる状態というのは、これはぜひ住民の皆さん方にもちゃんとした啓発活動をしていただきたい、そういう連絡網ができているのであれば、やっぱりそういったところをしっかりと住民にも啓発をしていただきたいというふうに思っております。

それと、3番目なんですけど、今回、避難を開設したわけなんですけど、避難所での問題点や改善すべき点等はなかったかということをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃいました避難所での問題や改善すべき点などはなかったかというこ

会 議 の 経 過

とですが、東部消防署を初め、町消防団と避難所開設にかかわった職員などから問題や改善すべき点について、さまざまな意見が出されたところでございます。主な指摘事項につきましては、避難勧告等発令後に住民に対し、現状について情報提供をもっとすべきであったということでした。それと開設した避難所に一時殺到する事態もあり、受け入れ体制の整備が必要であったということ、それと一部の高齢者から冷房について寒さを訴える方がいて毛布が不足したということでございます。非常用持ち出し袋の持参者の具体的な人数については、把握しておりませんが、数名の方は持参されていたようでございます。今、議員おっしゃるとおり、地震に対する安全確保を第一に考えまして、その後、津波に対する避難行動をとるものだと認識しております。今後、これらの点についても避難所物資の充実強化や避難訓練などを実施して、対策を図りたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

しっかりとした対策を講じていただきたいというふうに思います。

ところで、避難した人の中に防災グッズを前に町から配付されましたよね。それを持って避難をされた方がいらっしゃったかどうか、そこら辺のところを教えてくださいたいと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

非常用持ち出し袋ということで、全世帯に配付いたしておりますが、その避難袋を持って何人来られたかということでございますが、詳細な人数は把握しておりませんので御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

この防災グッズに対する、いわばそれぞれが抱えて持つてくることに対して、町長自身はどういうふうに感じていらっしゃるのか、持って来たほうがいいと思うのか、どうか、そこら辺のところをちょっと聞かせてください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

防災避難訓練ということで、随時呼び出している鹿児島大学の井村准教授がいらっしゃるんですが、その教授の話を伺いますと、あのグッズはないほうがいいことで、グッズがあることによって、家にまたとりに帰った方が被災されているという事案が多くあったということで、それもあっていいものか、なくてもいいのかわかりませんが、避難された方については、その避難所のほうでちょっとした飲みものぐらい準備できますけれども、逆に避難グッズがあることによって、今言いましたけれども、逆にとりに帰るということが、そういう被災されるようなことはまた困るなと思って、私自身もそれは車に常時積んでいるものか、それとも玄関先に置いて、すぐに持って出るべきものかと迷うところでございますけれども、その時々状況だろうと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

防災グッズ、これは雨や台風の場合は事前の状況を知ることができますので、おにぎりとか、それ以外のものは準備して持ち出すことができますよね。しかし、地震や津波の場合は予測ができない。今、私たちの議論は津波中心であるような気がいたします。よく考えてみたら津波の前に地震が来ますよね。この地震に対する備えをしているのかと私に問われたときに、私は備えはしていないというふうに答えざるを得ないというふうに思っております。大切なことは地震から命を守る手だてを考えるべきじゃないのかな。その命あつての次の行動に移せるというふうに思うんですよね。ましてや地震が震度7の場合、いわば本町の住民が町内全体の家屋の何%がこの地震7に耐えられるのかということも、町としてそういうことも把握しておく必要があるのかなというふうには思いますけれども、町長の考え方はいかがでしょうか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今議員おっしゃいました震度7というのは、すごい揺れで、ほとんどが木造の場合は倒れているだろうと思います、ほとんどは。80%は倒れるんじゃないかなと思います。それとコンクリートづくりとか耐震に対応した建物は大丈夫だろうと思います

会 議 の 経 過

けれども、これ今おっしゃいました震度7というのはすごい揺れですので、予測はちょっと不可能ですけれども、言葉では言えませんけれども、本当に大変な状況が来るだろうと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

その耐えられる家屋が幾らぐらい町内にあるのかというところの調査はしてみようとは考えていらっしゃいませんか、大変だろうと思えますけれども。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

震度7に耐えられる住宅はどれぐらいあるかということは、今おっしゃいましたように、調査しないとわかりませんが、そういうのを今、我がまちは今定住もやっていますし、そういうことを考えますと、どうしてもこういうのは大事だろうなと思っております。家をつくるとき、ぜひそういうものに耐えるような頑丈な家のつくり方というものをちょっと検証させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

ぜひ町民の命を守るという観点から、大変難しいとは思いますが、やっぱり調査をしておくべき、自分のまちにどれぐらいの、震度7の場合は津波がどのくらいの高さのものが来るよとかいうのは、私なんかも大学の井村准教授から伺っているわけなんですけど、震度7が基準として、ずっと言われてきているものですから、それを考慮して、私は震度7の場合は、本町にどのくらい耐えられる家屋があるのかというところを町として調査しておくべきであろうなと。耐えられない場合は、その家の人は、耐震補強、家全体をすると何百万円というお金がかかりますよね。そうじゃなくて一つの部屋を補強するというような熊本地震で経験された人たちが自分の一番かねてに使っている部屋だけを補強する。3トンのものが落ちてきても大丈夫だというような補強した場合は何十万円かで済むというようなテレビのニュース等でもやっておりましたので、私も主人とこういう場合もいいよねというような話はしているんですが、その金額がどのくらいかかるか、そこまでは調査をしていないわけなんです

会 議 の 経 過

が、やっぱりそういったものを、もしそういう人たちが出てきた場合、町として補助ができるものであれば、幾らかでも補助をしていただきたいなというふうに思うんですが、やっぱり財政の面からも無理も言えないだろうなというふうに思うところなんです、とにかく住民の安全というのが一番に来るんじゃないかなと思いますので、そこら辺のところ含めていろんな観点から、この地震、津波に対する対策というのは、講じていただきたいなというふうに思っております。

それと、4番目の福祉避難所の指定をしている場所があるかというところをお尋ねいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
本町では高齢者や障がい者等の通常の避難所生活に困難を来す要援護者を対象に開設する避難所に指定している施設は6施設でございます。詳細については、ちょっと総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）
今町長のほうからありましたけれども、6施設について説明をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目でございますが、社会福祉法人松風会光祐の里さんでございます。2つ目が株式会社EGUCHI有料老人ホームあじさいでございます。3つ目がEGUCHI有料老人ホームあじさいⅡでございます。4つ目がEGUCHIグループホームあじさいでございます。次に有限会社短期入所施設で南の太陽さんでございます。最後6つ目ですが、社会福祉法人福寿会ルーピンの里さんでございます。

以上の6つでございますが、なお、福祉避難所につきましては、大規模災害時に必要に応じて開設される二次的避難所でありますので、通常の大雨、台風時に開設するものではありませんので、開設する際は、防災無線等を通じてお知らせしたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）
8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）
光祐の里も避難所として指定されているということなんですが、あそこはもう大体

会 議 の 経 過

50名の人たちが車椅子生活でありますよね。そこがもし何かあった場合は、その50名の車椅子の人たちはどこに避難をするのか。指定をされているところ自体がもし何かあった場合は、そこはどのようにするのかというところまで話がされているのか、伺います。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

今6つの施設を申し上げましたが、災害に応じてその避難所を有効活用していくというふうに御理解していただきたいと思えますし、今おっしゃったとおり、光祐の里が低地があって、その入所者の方も車椅子の方が多い。その方の避難はどうかということでございますが、そこはまた施設で考えていただきたい部分もございませうし、そういう方々が多数いらっしゃるのであれば、早目の避難を、例えば体育館なり、自分たちの提携している施設もあろうかと思えますので、そこに早期に避難していただくという方法が一つの方法なのかなというふうに思って、町として特段そういうところの話し合いはしていないところでございます。

議 長（田之畑）
8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

行政が幾ら全員に避難を促しても認知症や重度障がい者、あるいは家族のみ以外の人とはコミュニケーションがとれないという人たちもいらっしゃいます。災害弱者にとってさまざまな障壁があり、実際には難しいのではないかとというふうに世間では言われておるんですが、もしまちが福祉避難所を開設した場合、必要な連絡網、先ほど防災無線でというようなことをおっしゃいましたけれども、防災無線というのは聞こえたり、聞こえなかったり、いわば部屋の中において、部屋の中にもあるんですが、なかなかかねては小さくしていらっしゃる人たちが多みたいで、なかなか聞こえづらいという人たちもいらっしゃるんですが、それ以外の連絡の仕方というのは考えていらっしゃらないのでしょうか。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

防災無線以外の方法といいますと、なかなか難しい部分もございませうが、消防団の広報車を使うなり、あるいは町の広報車を使いつつ、やっぱり広報するべきなのかなというふうに思っておりますが、いかんせん災害時でございますので、二次災害とい

会 議 の 経 過

うことも想定しながら考えなくてはならない部分がございますのでどうしても防災無線頼り、あるいは自助、要は自分の命は自分で守るんだという形の中で早期の避難をみずからしていただくという方法しかないのかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

自分の命は自分で守るのが基本でしょうけれども、それができない人たち、認知症であったりとか、高齢者夫婦が自宅で生活していらっしゃる、そういう人を抱えて生活をしていらっしゃる場合もやっぱり大切な命ですので、そこら辺のところもちゃんとしたやっぱりそういう人たちも1人残らず助けられるような、それこそ先ほど言いましたように仕組みづくりというのをしっかりとさせていただきたいというふうに思います。町長には弱者に優しいまちづくりを目指していただきたい。そういうことを思って、家族やケアマネジャー、ヘルパー、保健師、病院関係者等を交えた、そういう会議はできているのかということをお伺いいたしますが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

7月3日の大雨の際に、さまざまな保健センターが特にたくさんの方が避難をされましてさまざまな問題点も私どもも感じたところでございます。その際、先ほど質問がありました福祉避難所の方々とも若干の協議はいたしました。問題点の整理等をして、そしてどのような対策を今後連携をとってやっていったらいいかということ、を協議の場を持たないといけないねということで、お互いの共通認識はできているところでございますけれども、まだその協議の場は実際にはまだひらいていないというところでございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

ぜひそういった人たちと密な連携をしていって、我がまちから1人も犠牲者が出ないというような形のルールづくりを、先ほどからルール、ルールと言いますけれども、そういうルールをつくっていただきたい。ちゃんとしたそういうものをつくっておって、それと住民にちゃんとした避難の訓練、そういうものを交えた中でしていただき

会 議 の 経 過

たいというふうに思っております。

それから自主防災組織のリーダーの育成についてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この自主防災組織のリーダー育成についてですが、東日本大震災はもとより、近年発生しました巨大災害から住民の命と生活を守るためには、自分たちの命は自分たちで守るといふ、自主防災、あるいはコミュニティに根差して取り組むといふ、地区防災が不可欠であることを私自身痛感しているところでございます。この自主防災の中心的な役割を担う自主防災組織は、本町において103振興会のうち、現在81振興会において設立されております。この自主防災組織では、毎年地域独自の訓練を実施していただいているところでございます。また一緒に女性消防隊の協力をいただきまして、AEDの取り組みなどについても訓練しております。非常時においては、地域をよく知るといふからこそ、細やかな対応ができる、現場の近くにいるからこそ、迅速な対応ができるというメリットを持っていますが、今おっしゃいました高齢化が進み、避難要支援者を多く抱える地域においては、迅速な判断が可能な地域リーダーの育成や自主防災組織の強化を図ることが課題となっております。このため、自主防災活動の規範といたしまして、地区防災計画の策定を図ることなどが求められており、この間実施いたしました豊栄上、豊栄中一振興会においては、豊栄地区防災計画平成31年3月が策定され、先日実施されました令和元年度津波避難訓練において、本計画に基づく避難訓練が実施されたところでございます。今後も自主防災組織の設立並びに地域リーダーの育成を図り、地区防災計画の策定を推進し、来るべき大災害の被害軽減につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

81の自主防災組織ができているということでありましたけれども、本町の自主防災組織のリーダー的役割を担っていらっしゃる方々はほとんどが振興会長なんですよ。振興会長さんというのは、その集落によって違うとは思いますが、大体1年で交代されますよね。そこの引き継ぎがうまくできているところと、できていないところがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そのためにもやはり振興会長さんというのも地元を知る一番の人なんだろうけれども、やっぱり私はリーダーの育成は大事であろうというふうに思っております。私たちがこの前池之原と、柏原の2カ所で語る会をいたしました。その中でも物すごくいい意見を出される方とか、若い

会 議 の 経 過

人たちがたくさん柏原地区だったんですが、お見えになっていろんな意見を出してくださいました。消防団のOBとか、役場職員のOBとか、いろんなふさわしい人材というのはたくさんそれぞれの地域にいらっしゃると思うんですよね。そういう人たちを掘り起こしてやっぱりこういうものに参加していただくというのも大事なんじゃないかなというふうに、そういう人たちというのは地域を誰よりも役場の職員の方であるとか、そういう人たちというのは知っていらっしゃると思いますので、そしてまた事務的なこともできるんじゃないかなというふうに思いますので、そういう人たちの掘り起こしをしていただきたいと思うんですが、町長どうでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
今おっしゃいましたそういうOBという方々、今振興会長さんにそういうのはちょっと委ねられた状況がございますけれども、ちなみに我が大塚原集落ですけれども、防災のための自主防災組織の会長さん、振興会長さん抜きにして別な方がなっていると思います、専属で。だからそういうことをまた例に挙げまして、そういう方々を振興会長の会とか、また来年4月でございますので、そういうときに促していこうかと思っているところでございますので、御了承いただきたいと思っております。

議 長（田之畑）
8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）
ぜひそういうふうに促していただきたいというふうに思います。
それでは、最後になりましたけれども、福祉についてお伺いいたします。
ことは、高齢者福祉大会が台風接近のために中止となりました。本町は福祉大会と金婚式を一緒にとり行っているわけなんです、これを分けてすることはできないかというところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
令和元年度の高齢者福祉大会は御承知のとおり、台風の接近で開催を断念したところでございます。毎年約200名の方が参加していただいておりますが、大会が開催できなかったことは大変本当に残念に思っているところでございます。今、議員のおっしゃいました金婚式につきましても、今年度17組の方が金婚式を迎えられたとこ

ろですが、当日の出席予定は4組の方々であったとの報告を受けております。この17組の方々へは、賞状並びに記念品を贈呈させていただいております。議員お尋ねの福祉大会と金婚式を分けて行うことはできないかということにつきましては、町民の方々の強い要望とともに、福祉大会と金婚式を別途に開催することによる大きな利点があれば、十分検討に値するものと考えますので、近隣市町の動向も参考にいたしまして、また町民の皆様のお意見など拝聴したいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

中止にしたということは賢明な判断だったろうというふうに私は思いますが、町長の判断も理解できるわけでございます。しかし楽しみにこの金婚式を待っていた方もいらっしやっただけで、一生に一度のお祝い、そのために、中にはスーツを新調したのになというふうな話も聞いたわけなんです。こういう人たちが町からいろんなものをしていただいた、お祝いをしていただいたことに対する不満とか、そういうものはないんですけれどもやっぱり一生に一度、50年に1回の金婚式、何らかの形でお祝いというよりか、町に負担をかけるつもりはないんだけど、そういう50年前に結婚をした者同士一堂に集まって語りたいという人も中にはいらっしやっただけなんですよね。だからいわばああいう総合センターの壇上に上がってお祝いをしてもらうのは恥ずかしいというふうなことも言われる方もいらっしやいましたし、それと以前は別にいらっしやっただけなんですよね、福祉大会とは別に金婚式はしていらっしやっただけように、私は記憶してるんですが、そこら辺も出席者が少なくなって一緒にするようになったのか、そこら辺はわかりませんが、やっぱりそういう声が出てきたら、変えてみようかなというふうな、変えてまた元がいいといったときにはなかなか大変でしょうけれども、町に負担をかけるというふうな考え方を持っていたらいいというふうに思うんですよね。豪華な祝い膳を準備してくださいということでもないし、安い弁当でもいいと。とにかく一緒に集まって、一堂に集まって語りたい。当時の苦労話を、みんなその当時の苦労話を一緒に集まってしたいという方も中にはいらっしやいましたので、できましたらそういうあれをしてもらいたいというふうに思うんですが、できればですね、できなければそれでいいんでしょうけれども、それを皆さん方と、役場の職員の皆さん方とどうしたものかというふうな相談をしていただきたいと思いますと思うんですが、町長、やっぱりできませんかね、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

今、いいお話でございますので、金婚式ですので、予定者の方々の意見も拝聴いたしまして、ぜひいいお話ですので、もし別個でできるものならぜひ実施させていただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

8番 上園ミキさん。

8 番（上 園）

どんな形になろうとも出席する人はする、しない人はしないというふうに思うんですけども、わずかな出席者でも喜んでいただけるのであれば、喜んでいただける方法というのを考えていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問はこれで終わらせていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

それでは、次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、通告に基づいて、大きく分けて串良川の防災と教育行政ということで取り上げてみました。

まず最初に串良川の防災対策ですが、この7月3日の豪雨による避難が行われたわけですけど、線状降水帯というふうに、この豪雨のもたらした積乱雲が次々と発生するという事態になりました。この積乱雲が列をなして組織化した積乱雲群によって数時間にわたってほぼ同じ場所を通過、または停滞することでつくり出される線状に伸びる非常に長い50キロから300キロ程度、幅は20キロから50キロ程度の強い降水を伴う雨の区域とされているようです。串良川の場合、この線状降水帯と合わせて、下流の土砂の堆積と樹木などが茂って、川の流れが妨げられておりました。この議会でも問題になりましたし、複数の同僚議員が河川事務所に対して直接河川敷の樹木の撤去などを何回か複数の同僚議員が求めてきておりました。今回国土交通省もやっと重い腰を上げて、来年の2月末までにかけて、撤去の工事が行われております。ダムの放水との関係については、2番目に聞きますけれども、町長は今回のこの河川敷の土砂や樹木、竹やぶの撤去、この工事が串良川の今後の水位にどのような効果があるか、影響があるというふうに考えているか、まず最初にそこから伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今議員のおっしゃいました線状降水帯による停滞というのが発生いたしまして、千葉県でも発生いたしました。9月に発生いたしました。半日で約1カ月分の雨が降ったという状況があちこちで発生するんじゃないかというのが懸念されます。串良川の水位、進行中の土砂、樹木等の除去の効果についてですが、国土交通省、大隅河川国土事務所に確認いたしましたところ、令和元年度、国土強靱化3カ年緊急対策事業で高水敷に堆積した土砂及び立竹木の除去を吉本橋付近から豊栄橋付近にかけて実施しているところであり、効果につきましては、高水敷に堆積した土砂及び立竹木を除去することにより、これまでよりスムーズな川の流れになることが期待されているとのことでございます。降雨の状況にもよりますが、30センチ程度の水位低下が見込まれております。以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

具体的な水位の効果について数字も初めて伺いましたが、国土交通省のそういう見込みを持っているということだろうと思います。

そこで、串良川の水位上昇と高隅ダムの事前放流について伺います。

河川法52条というのがありました。ものの本によりますと、それを読みますと、この5年間における国が管理する河川、都道府県が管理する河川、この両方の河川の氾濫危険水位に到達した、あるいは突破した数をこの5年間の分を国土交通省が発表しておりました。国の管理と都道府県管理の河川で、5年前は83河川がこの危険水位を、氾濫危険水位を突破、あるいは到達したというふうになっておりますが、5年後、これは昨年の1年間ですけれども、何と474河川にふえており、実に5.7倍に激増しておるという数字が出ておりました。地域も北海道から沖縄まで含んでおり、全国に洪水被害の危険性が非常に高まっていると。日本国土はこれは大変だという感想を持ったわけです。こうした洪水の危険がふえている背景には、一向に下がらない地球温暖化の影響を指摘する学者も多くいるようです。

そこでこの洪水を未然に防ぐにはどうするか。昨年も、千曲川を初め、大変な状況が全国でありましたが、この河川法52条では、河川管理者は洪水による災害が発生し、またその後、それが大きいと認められる場合において、災害の発生を防止し、または、軽減するため、緊急の必要があると認められるときは、ダムを設置するものに対し、当該ダムの捜査について、その水系にかかる河川の状況を総合的に考慮して、災害の発生を防止、または軽減するために必要な措置をとるべきことを指示することができるというようになっておまして、河川管理者には洪水調節のための指示ができるというふうに法律上明記されております。ですから、全国各地のダムにおいて、豪雨発生の予報が出た時点で、豪雨がやってくる前にダムの事前放流がなされて、ダムから河川への放流と豪雨が重ならないようにできるわけです。高隅ダムの7月3日の状況を見てみますと、

会 議 の 経 過

これは余り公にされていない数字だろうと思いますけれども、まだ私もよく理解が足りないんですけれども、1秒間に放流した水量が書いてあります。7月3日の4時半では177トンですね、1秒間に。何秒間流すのかもわかりませんが、雨がじゃんじゃん降っている中で、こうしてダムから放水するわけですね。だから両方重なると思うんですけれども、しかし今回の豊栄橋付近の水位上昇について、高隅ダムの放水は直接の影響がないとの説明がなされたと聞いております。しかし、今後のこともありますのでとにかく氾濫危険水位に達し、あるいは突破する危険性は現に起こったわけですから、準備は周到でなければならぬわけです。事前放流実施要綱が整備されているダムを全国的にふえつつあります。

そこで町長に要請をします。

危機管理担当の職員にまずは各地のダム事前放流実施要綱、例えばダムの水位が何センチ上がった場合はどうするとか、あるいはダムに入ってくる水量がどれだけ予想された場合にはどうするとか、そういう事前放流の実施要綱をつくっているわけです。ですからそれらを取り寄せて同様な要綱が関係者の間で結べないか。国土交通省、それから東串良町、鹿屋市、関係市町村も含めて同様なそういう要綱が関係者の間で結べないものかどうか、ぜひ検討を開始されたいというふうに要請しますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

この河川法第52条は、緊急時においてより積極的に利水ダムを活用して、災害の発生の防止、または軽減を図るもので河川管理者がダムの設置者に対し、必要な措置をとるよう指示することができることを規定したものでございます。しかしながら高隅ダムは農地へ人工的に水を供給することを目的とした利水ダムであるため、洪水時の放流量低減を目的に空き容量を確保することは洪水後の貯水位回復に多大なリスクが生じるおそれがあります。このため、高隅ダムでは、平成28年度に九州農政局、土地改良区、鹿屋市、河川管理者、県、国の関係機関により、高隅ダム臨機措置連絡会を設置し、災害未然防止を目的に気象状況により、国営笠野原土地改良事業高隅ダム操作規定に基づく対応として、笠野原土地改良区が協力できる範囲で、ダム水位を下げる運用を行っているところでございます。高隅ダム臨機措置連絡会が設置してありますので本町も加入できないか要請したいと思っているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

その平成28年の協議については、私はわかりませんでした。水位を下げるという点

会 議 の 経 過

での協議がなされてきたということですが、全国的な例を見ますと、例えば工業用水用のダムであっても、あるいは飲料水用のダムであっても、この事前に放流する実施要綱などをつくっているところもあるんですよ。ですから、ぜひ町長の言われたように、本町もそれに加入して協議の中に入って議論に参加させてもらおうという方向で、また各地の事前放流実施要綱、これも取り寄せていただいて、ぜひ担当者を中心に大いに研究検討をされたいというふうに要請をいたしておきます。

それから3番目に、この問題では、関係住民への避難勧告、それから避難指示と、この水位の関係についてもっと周知させる必要があるんじゃないかと考えます。

去る11月24日に同僚議員も先ほど述べましたが、私たち議会はみんなで語ろ会を開催して、豊栄のほうは7名の参加でしたが、その席で参加者から水位は最高でどこまで上がってきたのかと。あとどのくらいで堤防を越える状況だったのかということの質問がありました。水位はどこまで来たら避難勧告をするのか。どの時点で避難指示が出るのかというなどの質問がなされたわけです。今後もこれはあり得ることですので、事前に関係住民に周知を図るべきだというふうに考えますが、私はその場で町長が9月議会で答弁した、あと50センチもすれば、水位が上がれば堤防を越えそうだという状況でしたよということも報告をしておきましたけれども、やはりその辺の内容については、広報などでもされているのかどうかわかりませんが、この避難指示、避難勧告と水位の関係ですね、特に豊栄の皆さんについては関心があると思うんですが、その辺は周知されているんでしょうか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

日ごろから町民一人一人の防災意識を高めることが絶対不可欠であると考え、本町では、広報紙などを活用いたしまして広く周知しているところでございます。なお、今年度において広報紙6月号において、防災等に関するお知らせと題し、自然災害や土石流災害、また防災行政無線戸別受信機の設置などについて周知し、7月号では平成31年3月、避難勧告等に関するガイドラインの改訂に伴い、住民のとるべき行動と、その行動を促す避難勧告等の情報を5段階の警戒レベルに区分して提供することとなった旨を周知しているところでございます。

また、8月号では、串良川はおよそ9時間にわたる氾濫危険水位を越えると題し、記録的な大雨に見舞われ、7月豪雨の内容や河川の水位情報等の確認方法について記載しているところでございます。避難勧告は、串良川の豊栄観測局の水位が4.4メートルで上流域の河川水位が上昇している場合ですが、今回においては豊栄地区及び上流域の水位が急激に上昇したため、早目に3.92メートルで避難勧告を発令いたしました。この避難指示につきましては、災害発生となる事象が避難勧告により悪化した場合に発令します。特に水位の動向には関係なく発令しますが、今回は豊栄地区の水位が4.75メートルまで上昇し、氾濫危険水位まで15センチまで迫ったため、

会 議 の 経 過

発令いたしました。今後も広報紙等を有効に活用し、平時から広報を行い、町民の皆様にも周知したいと思っております。

あわせて自主防災組織の防災活動において要請のあった振興会に対しましては、職員を派遣し、防災講話なども実施しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

それでは、この防災問題の最後に、実際に台風や豪雨に遭っているときには、なかなか防災無線が聞こえないというのがあります。消防車のスピーカーは何ワットあるかわかりませんが、私の宣伝カーは150ワットなんです。大体それで周知というか、いろいろ訴えているわけですが、災害時にあるいはその危険性があるときに、もっとワット数の大きな専用の広報車を用意したらどうかというふうに思っているわけです。もちろん災害時に広報して走り回るわけですから、一定の装備も必要だろうと思うんですが、もっと大きな音で現在の状況を住民に知らせるという意味での広報車を用意したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

ワット数の高い専用の広報車を準備すべきではないかということですが、現時点においては、広報紙や防災無線を通じ、周知を行っておりますけれども、今後、専用の広報車があるのかも含めて研究をしてみたいと考えております。今後も町民の皆様には防災情報を発信し、健やかで安心して暮らせる元気なまちづくりについて努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地利雄君。

9 番（宮 地）

ぜひ周知徹底のために研究していただきたいと思っております。

最後に教育行政について教育長に伺います。

私のこの通告では、通学時の荷物の軽減策についてということで、文科省の通達は生かされているのかというのをわざわざ括弧書きで書いておきましたが、実は通達ではなくて、事務連絡でございました。これによりますと児童生徒の携行品の重さや量

会 議 の 経 過

への配慮については、従来からさまざまな取り組みを行っていただいているところですが、授業で用いる教科書やその他教材、学用品や体育用品などが過重になることで体の健やかな発達に影響が生じかねないことなどの懸念や保護者などからの配慮を求める声が寄せられていることから、今般各学校における実際の工夫例を別紙のとおり作成しましたということで全国各地のいろんな学校では、こんなふうにして児童生徒の持ち物を減らす取り組みをしていますよという各地の例をずっと挙げております。

そこで本町でも夏休みに中学生の議会で発言がありました。ある中学生が、体格のよさそうな中学生でしたけれど、かばんが重いというのを、私もそれを聞いて、だから何とかならんかという発言だったんですけども、それを聞いた最初は、中学生だから体を鍛うつとにちつとやそつと重かったち、よかとやねかという感じもしていたんですけども、この文科省の連絡文書を見ると、一定の子供たちに影響も出ているんですね。ですから当然この事務連絡については、管理課あたりで読まれたはずですので、本町の教育現場ではどのような取り組みがなされているのかを教育長に質問いたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お答えいたします。

議員御指摘のとおり、9月4日付の南日本新聞の記事にもありました平成30年9月6日付の文科省からの事務連絡の文書、児童生徒の携行品に係る配慮についてのことだと思います。これは工夫例を示して、児童生徒の携行品の重さや量について改めて検討の上、必要に応じ適切な配慮を講じるようにと、そういう内容のものです。今もありましたけれども、8月の子ども議会で同様の質問がありました。問題点を含めてお答えしましたが、中学校は学校に置いてよいものを市が当初プリントで示し、従来より置いていいものを15%ふやしたということです。さらにことしは保護者負担軽減とあわせて、副教材を見直し社会の資料は買わせてないということです。また必要なものだけ持ってくるよう指導をし、保護者にもお願いをしているということです。年々少しずつではありますが、改善しているようです。

また、小学校も体育や道徳、書写ノート、地図帳など置いて帰ってもよいものなどを決めて改善に努めているということです。以前、机の中、机等はからの状態にして帰っていたころもありましたが、そのころに比べれば改善しているということのようです。このように前向きに取り組んでいるということでは、文科省からの事務連絡は、その例に沿ったものであり生かされていると考えております。

9 番（宮 地）

以上で終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時13分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

それでは、通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、非常時の学校対応についてであります。

9月議会で非常時の学校対応と休校について一般質問したところですが、教育長は、校長判断で近辺の学校の状況等も加味し、職員会議を開き、最終的には校長判断で町教育委員会に報告があると言われました。また問題がなければ了解し、不安や問題点があれば新しい情報を提供して、指導、助言、修正するとも言われ、委員会のほうが早く情報をキャッチした場合は、統一した指導を教育委員会からすることもあったとも言われました。今回、私が再度この問題を取り上げたのは、報道誌に伊佐市教育委員会が災害時の休校に統一基準を定めたとあったからです。警戒レベル4に当たる避難勧告、指示が出た際は、原則臨時休校や自宅待機、下校などを実施するとあったのですが、本町は、地域差もなく学校も3校しかありません。ですから統一した基準があれば、保護者も目安となると思うのですが、統一基準を設ける考えはないか、再度お尋ね申し上げます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（天 神）

お尋ねにお答えいたします。

数カ月前に伊佐地区で統一する方向の記事が新聞に載っていましたが、前回お話ししましたように、近距離に3校ということを考えれば、台風の場合は、前持って予報があり、話し合いが十分できる状況ですので、基本的には今までの形でよいのではないかと各校長とも話をしたところです。レベル4のような避難勧告が出るような場合は、当然休校や自宅待機になると思います。レベル3の段階、場合によってはレベル2でも情報交換し、話し合いをして必要に応じて連絡をし、対応していきます。台風の大きさや進路など、諸情報を町の対策本部とも確認しながらケース・バイ・ケース

会 議 の 経 過

で柔軟な対応をしていきたいと思えます。ただ、地震やそれに伴う津波の場合は、予報もないし、集まって話し合うというわけにはいきませんので、一定の決まりを決めておく必要があります。それも学校により事情が異なりますので、学校ごとの決まりで、それを子供たちにはもちろん、保護者にも周知徹底しておくことが大事だろうと思えます。柏原小学校は地震だけなら校庭に、津波が予想される場合は屋上に避難するなどです。池之原小学校は校庭です。避難場所にもなっており、津波の場合も他地区より高い位置にあるので、校庭がよいということです。建物が地震で壊れたら逆に危ないという指導も先日の豊栄地区の避難訓練の際に、総務の担当者から指導があったようです。中学校は、まずは校庭、津波の予報によっては、2階、または避難場所の役場、また時間の余裕があれば、池之原小学校へ避難するなどです。前の訓練では、池之原小学校へ中学校全員避難をして、中学生の足ではさほど時間はかからなかったということでした。そのようなことから状況により、どこに避難すべきかということを経童生徒に徹底して指導しておくこと、またそれを保護者にも周知しておくという意味での基準は設けまして、徹底していく必要があると思えますので、学校のほうにもお願いをしていきたいと思えます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

教育長には、ただいま学校の避難等も説明していただき、感謝します。県内43ある市町村教育委員会において、さきに述べたように、災害時の休校を定めたのは伊佐市のみです。伊佐市は7月の大雨で、各学校ごとの判断が一部混乱をもたらしたので統一への基準を設けたと思えます。全国の自治体では、今回の風水害の休校等に対して基準づくりや見直しが進んでいると思えます。今後、本県でも伊佐市を例として統一基準を設ける市町村もふえてくると思えます。警戒レベル3は、今教育長も言われたとおり、教育委員会と校長会で緊急会議で決定されると思えますが、警戒レベル4の場合はなかなか休校とか、避難勧告等が難しいと思えますので、さらに詰めていただいて、基準が設けられれば、またマニュアルがあれば、迷うこともないと思えますので、再度検討のほうを要望したいと思えますので。

続きまして、2点目の国保財政の健全化計画についてであります。

病気予防に1,500億円、これは政府が病気予防などに積極的に取り組む自治体支援に交付金を2020年度予算に計上する予定の金額です。これは2019年度と比較して50%増の金額であります。この金額を見ても国が病気や介護状態に至る前に、社会保障改革の中心に健康努力に力を入れていることがわかります。国民健康保険の枠組みで自治体に向け支出している保険者努力支援制度の交付金が2018年以降は、市町村と都道府県、それぞれに対して計約500円ずつ交付されています。今回は、都道府県向けに2倍の1,000億円規模に拡大とありましたが、本町は保険

会 議 の 経 過

者努力支援制度に対してどのような取り組みをしているか伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員お尋ねの件につきましては、保険者努力支援制度は多岐にわたる取り組みがあります。現在、福祉課国保保健衛生係を中心に取り組んでおりますので、担当課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

ただいま議員から御質問ありましたとおり、国は社会保障政策のうち、医療と介護につきましては、予防に力点を置いた施策にかじを切っております。保険者努力支援制度は疾病予防を初め、国保財政健全化計画を推進する中心的な制度と理解しているところでございます。町の取り組みとしましては、特定健診の受診率向上、それから特定保健指導修了率の向上、糖尿病重症化予防の推進、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用割合の増加、そして個人へのインセンティブ提供、がん検診受診率の向上、歯科検診受診率の向上などに取り組んでいるところでございます。なお、国保健全化計画におきましては、平成29年11月に鹿児島県で指定された鹿児島県国民健康保険運営方針をもとに国保財政健全化対策を作成しております。基本指針としましては、一つ目に医療費適正化推進、二つ目に保健事業の推進、三つ目に国民健康保険税徴収率向上となっているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

私は、先日テーマが、私の体は私の食べたものからできているという町主催である第1回栄養教室に参加してきました。6月と9月に実施された特定健診の結果で本町に多い病気は、例えば血圧の高い人、コレステロールの数値及び血糖値の高い人の割合が多いことを話されました。それを予防するためには食事の大切さと話されて、この日つくられた食事を私は試食しました。料理は、薄かったがすごくおいしかったです。夜遅くまで町民の健康を考え、病気予防に取り組んでいる職員の姿に頭が下がる

会 議 の 経 過

思いと健康努力に力を入れていることに感動しました。このように特定健診で異常が見られた人にフォロー事業として追跡調査や指導が行われていると思いますが、今の保健師や栄養管理士の配置状況がわかればお願いします。

議 長（田之畑）
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

現在保健師は、今年度新規採用の1名と嘱託1名を含めまして、保健師は現在6名、福祉課内で業務に当たっております。また今年度から管理栄養士の方に嘱託ではございますけれども、本年4月から業務に携わっていただいております。合計7名の方が業務に従事していらっしゃるわけですが、このうち保健事業に携わるのは、地域支援担当の保健師を除く6名となります。特定健診や特定保健指導などの保健事業に専念できる方というふうに絞り込んでいきますと、管理栄養士の方1名だけということになります。保健師は、嘱託保健師を含めまして他の業務も抱えながらの保健事業に従事するという状況でございます。また、御指摘がございました健診後の訪問指導や栄養教室の開催等につきましては、在宅の保健師さんや管理栄養士さんにもお手伝いをいただきながらこのような事業がスムーズにいくように取り組んでいるところでございます。

議 長（田之畑）
2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

課長から話されたとおり、人員については把握したんですが、私がちょっと以前にいただいた資料には今年度は、保健師1名の増員、また嘱託ではありますが、1名の管理栄養士が常勤で配置されたという資料をいただいたときがありました。それを聞いて安心したところです。今後も引き続き糖尿病の疑いのある町民への個別指導や特定健康診査、メタボ健診の促進、ジェネリック医薬品の比率向上を展開していただきたいと思いますが、本町の特定健診を受けている町民の割合と、今後の目標率ですか、それがあれば聞かせていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）
福祉課長。

福祉課長（吉 永）

お答えいたします。

本町の特定健診の受診率につきましては、平成29年度に初めて50%を超えまし

会 議 の 経 過

て、51.1%となったところです。昨年度は、50.7%とやや減少したところでございます。保健指導の修了率におきましては、平成29年度が78.9%で、これは県内第1位の結果でございました。昨年度は、やや下がりました76.9%、県内第2位の結果でございます。特定健診の受診勧奨につきましては、今年度からこれまでの勧奨方法に加えまして、受診勧奨を専門とする事業所に委託をいたしまして、取り組んでいるところでございます。今年度の受診率につきましては、医療機関から寄せられる情報提供事業がまだ続きますので、確定した受診率は出ておりませんが、集団健診におきましては、前年比83名の増となっているところでございます。目標としましては、健診受診率、保健指導修了率ともに60%以上というのが国が示している数字でございますので、その目標に向かって取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 児玉勇治君。

2 番（児 玉）

課長が言われたとおり、国の目標である60%に達せればと思っているところです。町民の病気予防は、職員のみだけでは限界があると思います。まずは自分の健康は自分の力で管理をということを町民が理解していただいて、多くの方々に特定健診を受けていただき病気予防と早目の治療によって国の掲げる保険者努力支援制度の多額の交付金を獲得できればと思っております。町民と行政が一体となり、健康で明るい東串良町が形成されることを期待して、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、1番 小川香織議員の発言を許します。

1番 小川香織さん。

1 番（小 川）

それでは、1番 小川香織、通告に従いまして、（1）本町における防災計画について、（2）本町の鳥獣対策について、（3）教育問題について、（4）医療費についての4点についての一般質問をいたします。

まず初めに、本町における防災計画についてお尋ねします。

前回の質問でも防災について質問をさせていただき、それぞれ検討するといった答弁をいただきました。特に女性の視点、消防団の防災、減災対策への参画については、さきに行われた豊栄地区津波避難訓練に対して、すぐに取り組み、本町における防災活動に対して、多くの視点を交えた有意義な討論が行われたとお聞きし、素早い取り組みを評価する声が聞かれました。しかし、一方で残される課題に対して不安を訴える声も上がっていました。例えば本当に災害があったときに逃げられるかどうかわからないなどです。そういった課題等を解決していくために訓練を繰り返し行い、最善の対策を考

案していくことが重要であると考えておりますが、その訓練の基本となる災害時の本町としての防災計画についてわからないといった声も耳にします。

そこで町長にお伺いいたします。

前回の質問で、町長は近年の災害は、複雑、多様化しており、災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード面とソフト面での強化を図っていききたいということ、また住民主体とした取り組み、活動の推進等を図っていききたい等の答弁をしていただいたと思いますが、このような地域の実情に即した計画等が記載されているのが地域防災計画であります。災害時において、自助、共助、公助等互いの協力、助け合いが重要である中、認識や方向性が統一されていることは重要だと思います。その方向性が周知されていないということは、防災の対策について十分であるとは言いがたい状況下にあるということではないでしょうか。なぜ本町における防災についての計画等が町民に周知されていないのか、その理由についてお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

防災にかかわる計画については、現在、東串良町地域防災計画並びに東串良町業務継続計画が策定されています。東串良町地域防災計画については、災害対策基本法第42条の規定に基づき、東串良町防災会議が作成したもので、町域にかかわる災害対策に関して、それぞれの機関がその有する全機能を有効に発揮し、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施する総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図ること。また町内の土地や各種施設、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした基本的には、町、県、国、消防、警察等の関係機関が災害予防や災害時の連携がスムーズに行われるよう計画をまとめたものであります。

また、東串良町業務継続計画については、大規模な災害が発生した場合、住民の生活に必要な不可欠な行政サービスの提供は、維持、継続する必要がある、中断することのできない通常業務については、大規模災害発生時においても、業務の継続が求められるため、大規模災害発生時において、災害応急対策等業務及び通常業務のうち、優先すべき通常業務を発災直後から迅速、的確に遂行することを目的としたものでございます。これらは役場内部における決まりごとを定めた計画と言えるでしょう。

議員お尋ねの周知についてですが、両計画とも町民の皆様が関心を持たれることは町にとっても非常に喜ばしいことだろうと思います。しかし、東串良町地域防災計画については、A4の10センチファイル1冊分でございますので、全世帯への配付等は困難であろうと思います。だからといって、何もしないわけではございません。例えば防災マップを平成30年3月に作成し、全戸配布も行っております。この防災マップについては、避難所生活の注意点や、災害の種類、避難情報の種類、各家庭における防災対策は、書き込めるメモやチェックリスト、避難所の一覧表も記載されている冊子でござい

会 議 の 経 過

ます。当然のことではありますが、津波浸水想定区域、河川氾濫時の洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所、病院やAED設置箇所及び公民館等の位置が表示している地図もついでございます。このように町民の皆様が災害に備えるために必要な情報と災害時に必要となる情報については周知しております。

なお、東串良町地域防災計画については、総務課窓口、またはホームページで確認することができます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

2019年11月29日、ホームページ上に東串良町地域防災計画が記載されております。素早い対応をありがとうございます。このような情報が早急に全町民に周知されるよう望みます。

また、今後の計画についてなのですが、災害の発生に関しましては、残念ながら時期や規模を詳細に予測することは現在のところ困難であると言われております。つまりあした大規模な災害が起きるかもしれません。まちとして早急な対策が必要であると考えている中、防災マップを全戸配布するなどの取り組みをされていると思いますが、まだ全員に周知されるという段階ではないような気がします。

そこで具体的にまちとしていつまでに防災に対する基本計画の周知を行っていくか、またするべきであるかの現段階での町長のお考えがありましたらお伺いいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

どういう形でということではありますが、先ほど町長のほうからもありましたとおり、防災マップについては全戸に平成30年3月に策定した分を配布いたしているところでございます。その中でも住民の方々が理解していただきたいと思っておりますし、また再確認の意味で見ていただくような対策もとっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

会 議 の 経 過

全町民に周知するということは大変なことでありますが、町民の命や安全に関する重要なことでありますので、ぜひ早急な対応をお願いします。

また防災マップを全戸配布されておりますが、それ以外の取り組みとして担当の方が商工会等に出向いて防災についてお話をするといった取り組みもしているようなので、そのような取り組みも含めて町民の不安が少しでも解消されることを期待します。

次に、避難所開設の際の開錠についてお伺いいたします。

さきに述べさせていただきましたように、災害の発生については予測することが難しいとされています。災害発生時に避難した町民が避難場所で開錠されていなかった場合、判断に迷い、リスクのある中、他避難所へ移動することによって、命にかかわる状況下に置かれるかもしれません。また移動しなかった場合でも今のような厳しい寒さのもと、長時間待機することで体調を崩したり、体力が大幅に消耗されてしまい、その後の避難生活の上で良好な健康状態の維持に問題が生じることも考えられます。特に体力や免疫力の弱い方に関しては健康上の配慮が必要となります。そのため、災害時には少しでも早く避難所を開設していただきたいと思うのですが、本町の避難所一覧を確認したところ、各避難所には担当課が記載されており、担当者の記載はありません。鍵の保管、管理等について各課で管理しているのか、また個人で管理しているのか、その鍵の管理者が開錠を行うのが困難な場合、どうするのかなどについて町長にお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町は災害発生時に安全に避難できる場所といたしまして、現在15カ所の施設を避難所にしております。災害発生時に、または災害の発生のおそれがある際の避難所開設につきましても、町民に対しまして避難勧告等を発令する前に、職員に指示いたしまして、開錠並びに避難所開設にかかわる業務を行っております。

なお、避難所に指定されている施設の鍵の保管や管理については、施設管理者が行っております。詳細につきましては、総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今、町長のほうからありましたとおり、避難所について私のほうから話をさせていただきたいと思います。

避難所を開設する職員については、台風などは課長を中心にした輪番制で配置をさせていただいております。避難施設でございますが、池之原小学校につきましては、町が管理し、管理課、教育委員会のほうで鍵の管理をいたしているところでございます。中央分団詰所につきましては、総務課のほうで管理いたしております。総合センターにつ

会 議 の 経 過

きましては、町の社会教育課のほうで管理いたしております。東串良中学校につきましては、管理課のほうで管理いたしております。役場保健センターにつきましては、福祉課のほうで管理をいたしております。別府原分団詰所におきましては総務課にも鍵で管理いたしております。総合体育館につきましては、社会教育課のほうで管理をいたしております。新川西分団詰所につきましては、総務課のほうで管理いたしております。高齢者福祉センターにつきましては、福祉課のほうで管理をいたしております。溜水構造改善センターにつきましては、地区の振興会で管理いたしております。柏原保育園につきましては、保育所のほうで管理いたしております。柏原小学校につきましても管理課のほうで管理いたしております。柏原消防会館につきましては、総務課のほうで管理いたしております。農村環境改善センターにつきましては、福祉課のほうで管理いたしております。防災センターにつきましては総務課で管理いたしているところでございます。

15カ所のうち、町管理施設が13カ所、町以外の管理施設が2カ所というところでございまして、避難所開設をするときには、各課長を中心に早急に開錠、あるいは対策をとるようにいたしているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

そのように体制が整っているという答弁をいただき安心いたします。

私は、熊本地震で被災した益城町に先月自主調査に伺ったのですが、震災後、携帯などの連絡手段が遮断され、職員同士の連絡が難しくなったり、職員の招集が困難な状況下での防災対策本部の設置や避難所等の開設を行うため、体制を整えるのに困難な状況下に置かれることもあったというお話を伺いました。災害時においては、行政のみの力では対処できないことも発生し得ると考えます。そのため、鍵の管理等につきましても行政管理だけで災害の対策を行っていても大丈夫なのか、災害発生時の連絡体制につきましても、どのような対策がとられ、連絡手段が遮断されたときの避難所等の開錠につきましてもどのように計画されているのか、再度町長にお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

通信手段が途絶えたときのいわゆる鍵の開閉、あるいは連絡体制ということでございますが、その部分については、今、避難所マニュアルを作成中でございますので、その中で記載していこうかと思っているところですが、現在は御承知のように防災無線やら、あるいは携帯しかございませんので、その部分で今のところはやるしかないのかなと思

会 議 の 経 過

っておりますが、あとは自宅から近い方々を避難所に位置づけるなり、いろんな形で今後検討させていただきたいというふうに考えております。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織議員。

1 番（小 川）

伺いました。

ぜひ早急な対策の検討をお願いいたします。

次の質問を行います。再び町長にお尋ねいたします。

先月行われました豊栄地区津波避難訓練に関する質問ですが、地域を指定した訓練でありましたので、参加人数が限定され、細やかな避難誘導、指導が実施されたと思えます。参加者の中には当日訓練に参加できなかった方もいるとお聞きします。訓練は繰り返し参加することで、その地域に即した避難行動が速やかにかつ安全に行え、災害に対する行動変容に結びつくと考えます。しかし、さまざまな理由などにより、訓練に参加できない方もいると思えます。参加できなかった方に対するフォロー等も町として考えていく必要があると思えますが、今回の避難訓練での参加人数の把握や災害時避難行動要支援者の把握、また指定地域の参加状況の把握、足が悪い、体調が悪い方等への配慮、実際に災害が起こった際の受け入れ体制についてどのように行われたのか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

11月9日実施いたしました令和元年度津波避難訓練では、豊栄地区の住民の方々が約80名と、池之原小学校の児童、そして豊栄保育園の園児等、約450名が池之原小学校への避難訓練に参加されました。今回の訓練では避難に要する時間の検証並びに消防団による取り残された住民の救助訓練や女性消防隊を中心に負傷者の治療の優先順位を決める簡易トリアージなどを実施したところでございます。災害時避難行動要支援者の把握については、随時介護保険に基づく要介護者や障がい者手帳に基づき、要支援者等の把握に努め、本人の同意を得たものについては、東部消防署並びに肝付警察署へ情報提供も行っているところでございます。

なお、災害時避難行動要支援者の参加状況の把握については、参加者1人1人の名前を記録しておりませんが、7世帯の方が車両による避難に参加しているようでございます。また、災害時避難行動要支援者の誘導に対する配慮については、自助、共助、公助の精神に基づき、自主防災組織を中心とした地域の方々の助け合いを呼びかけたところでございます。訓練では、町消防団の中央分団を中心に豊栄の大山津見神社付近に要配慮者の救助訓練も実施したところでございます。訓練内容の詳細については、総務課長

に答弁させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今町長のほうから人数等については説明があったわけですが、私のほうからは、この訓練についての概要について、少し説明をさせていただきたいと思います。

まず訓練想定ですが、南海トラフ地震が発生いたしまして、緊急地震速報があり、数秒後に立っていることが困難な強い揺れが約1分間継続したと。それから緊急事態を感知した住民等がみずからの命を守る最善の行動をとり、揺れがおさまった後に津波襲来のおそれがあるため、自主的に避難を開始する必要があるということで訓練をいたしました。地震発生から3分後に大津波警報が発令され、地震発生から28分後には1メートルの津波が到達、地震発生から46分後には8メートル以上の大津波が襲来することを想定した訓練ということで実施をさせていただいたところでございます。

ちなみに住民の避難場所への避難に要した時間は、10分から15分程度で避難が終えたというふうに思っているところでございます。町長から先ほどありましたように、災害時には、自助、共助、公助が互いに連携し、一体となることで被害を最小限にできるとともに早期の復旧・復興につながるものと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

先ほど町長から答弁いただきました要支援者の把握に努めているという答弁をいただき、より一層把握、または支援方法について検討いただきたいと思います。また、名前について控えていらっしゃらないということでしたが、より実践的な訓練に今後もしていくためには、名前を控える。人数を詳細に把握するというのが必要であると思いますので、今後検討いただきたいと思います。

今回の訓練の際に受け入れ体制についてなのですが、今回訓練の中で、保健師、消防隊による聞き取り、簡易トリアージが行われました。この取り組みは新しい活動であるとお聞きし、大変前向きな訓練であったと存じ上げております。しかし、初めての取り組みであるため、多くの課題も上がっていました。私は個人的に町外で行われる災害訓練に参加し、トリアージ等を受けることもありますし、訓練に参加させていただくこともありましたが、その際は全て専門のチーム医療スタッフによる訓練であり、災害派遣医療チームの講習会では、トリアージの判断に対するテストを実施するなど、医療従事者にとっても判断に時間を要する症例等も多くあります。その中で今回行われた簡易ト

リアージなのですが、女性消防隊と保健師に関しまして、女性消防隊には、医療経験者である者や医療とは関係ない仕事につかれています方も在籍しております。また、保健師につきましても、医療関係等の経験がない方やトリアージを実施、指導できる経験や知識を有している方ばかりではないというお話もお聞きします。しかし災害時においては、専門的な人材が十分に確保できるとは言いがたい状況に置かれることが想定されるため、今回のような取り組みは素晴らしいことであると思います。今後は、他町外で実施される避難訓練等に参加する、もしくは看護協会の災害支援ナースに協力依頼するなど専門スタッフの協力も交えてより実践的な訓練と受け入れ体制の充実を図っていただきたいと思えます。

次に、避難路に対する安全対策、要支援者の配慮についてお伺いいたします。

これは避難訓練の際に耳にしたことなのですが、池之原小学校正門前から続く階段に手すりがないことで、避難に要する時間や体力、身体的な面での不安を感じる方がいらっしやいました。そこで階段を確認したのですが、確かに段数は多いです。また夜間の際は電灯が設置されていけませんので足元が確認しにくい状況になると考えられますし、大雨等による複合災害時には階段が滑りやすくなり、また上から下階段へ滝のように雨が流れてしまえば階段の使用が困難になるのではとも考えられます。その中でけがをされた方や要支援配慮が必要の方、また小さなお子様連れの方に対してどのような対策や配慮がなされているのか疑問に思えます。ある地域ではガードレールの一部を担架が組み込まれたガードレールに変更し、歩行困難者の救援活動に対策を講じているところもあるようですし、階段とは別にスロープを取りつけるなどの配慮がなされているところもあるそうです。池之原小学校に続く避難経路に限らず、多くの避難経路に関してこのような避難経路の整備と必要な箇所が点在しているのではないのでしょうか。

そこで、まちとしてどのような対策等を講じているのか。また、今後の計画等あれば、あわせて町長にお答えいただきたいと思えます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今おっしゃいました避難路の対策ですね、今、池之原小学校の正門のところに、事実私も確認いたしまして、手すりがないのを確認いたしました。これも往々に早く設置しなくちゃならないだろうと思っております。裏側のほうは手すりはついているんですけども、これもするだろうと思っております。それで、平成29年度には、柏原地区でございますが戸柱神社には、手すりや踊り場を設置するなど改修事も実施したところでございます。また、洲崎地区には、階段補修や避難ステージなど、救命胴衣なども整備したところでございます。今後も町民の皆様方の要望を踏まえつつ整備を順次図ってまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

今お答えいただいた避難経路に関しましては、今後も検討していただきたく存じ上げます。

また、次の質問になりますが、避難した際に、身を寄せる避難所についての質問をいたします。現在、本町の避難所は15カ所と確認しております。また、仮避難所施設として5カ所の提示がなされていると思います。これは東串良の防災マップに記載されている内容です。しかし、本町のホームページの避難所一覧には、避難所施設が14カ所と記載されております。またその14施設も数えると21施設あるようで、仮避難所施設を含めた数字なども考えられますが、情報の混乱を招くことも考えられますので、ぜひ情報の統一をお願いしたいと思います。

また以前からも質問に上がっていると思いますが、総合センター等の避難所指定に関して質問をいたします。津波防災マップに記載されている凡例を確認しますと、本町で提示されている避難場所は7カ所あるのですが、この凡例表示の中に総合センターを提示する記載は確認できませんでした。避難場所とは、洪水や津波などの災害時に避難者の生命を確保する場所、迅速に避難する場所であると認識しています。つまり避難場所に総合センターの表示が記載されていないということは、災害から避難者の生命を保護する場所として総合センターはふさわしい場所であると言いがたいということになるのではないのでしょうか。ホームページ記載の避難所の一覧を確認しますと、総合センターの対応災害について、全災害に対応する、全をあらわす記載があります。津波に限らず大雨等により河川が氾濫した場合には浸水災害が起き、避難した方は施設に孤立し、救援が必要になることも考えられる中、全災害に対応という表記、「全」でいいのか、そもそも避難所としてこれからも表記していくのか疑問に感じるところがあります。また、避難所に関しましては収容人数、備蓄食糧の数、動物も一緒に避難できる場所なのかなどの記載を追加するなど、よりわかりやすいハザードマップの改訂を今後行うことで、避難に要する時間の短縮や避難者のリスク軽減につながるのではないかと考えていますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっきの総合センターの取り扱いですけれども、あそこは標高がどうしても低いものですから、どうしても1階部分は避難できないというところもございます。それと雨が降った場合、老朽化しております、雨漏りもひどいものですから、そういうことを考えて、総合センターについてはそのような取り組みをやっているところでございます。

会 議 の 経 過

その次のマップについてですけれども、マップについては、今までどおり平成30年3月に策定しておりますけれども、それを全戸配布した状況でございます。ですから、とにかくこの住民の方々が目を通してもらわないことには、このマップを要しないものでございますので、ぜひ住民の方々に防災マップに目を通していただくということも周知徹底させたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

マップを目に通すという取り組みというのは、簡単なようでなかなか難しい案件であると思いますが、防災に関する大事なことなので、ぜひ取り組みを推進していただきたいと思います。

次の質問になりますが、指定されている避難所の関係保全についてどのような計画があるかお伺いしたいと思うのですが、上園議員の質問と重複いたしますので一つだけ確認いたします。避難所として開設された役場保健センターの収容人員について本町のホームページには300人という記載がありましたが、実際は100から200名程度で収容が難しくなったとお聞きします。誘導の際に、1人当たりのスペース規制の説明や区画保持等の説明が不足し、受け入れ体制が不十分であったためではないかと感じるのですが、そのため、収容見込み人数、人員分のスペースが十分に、また均等に確保できなかったのではないかと考えるのですが、大規模災害を想定した避難所運営の訓練や話し合いは日ごろからなされていると思います。緊急時に少しでも混乱を招くことがないよう誘導が行えるよう、紙面上の訓練や、また町民の協力を得て避難所の運営訓練等を行っていく必要があるのではないかと考えます。また、避難所での滞在期間が長期にわたれば、災害関連死のリスク等も高くなります。衛生面、精神面、機能面を含めた環境保全や配慮に町長として事前の対策、想定した訓練や整備が必要だと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、議員がおっしゃいました長期的な避難所生活のことだろうと思っておりますけれども、それについては今から考えておりますけれども、とにかく長期的な環境におきましては、本町の防災計画に位置づける避難所については、災害時の危険を一時的にも回避するため、とにかく防災に対する食料、水とか準備してございますけれども、1週間ぐらいは準備してございますので、それ以上に長期になる分については、救急応援とかいただく

会 議 の 経 過

ように協定を結んでございますので、それは御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

青森県八戸の防災危機管理課の方から以前お話をお伺いしたのですが、災害は本当に予測がつかなく想定していても想定以上の物事が起きることがあるといったお話をいただきました。備蓄等についても現在、整備、対策をとられているということなんですが、想定外の物事にも対応できるような事前の対策をお願いいたします。

次に、日ごろの消防車両の管理や避難タワー内の備品の管理についてお尋ねいたします。

災害時に広報活動等を行う車両が訓練当日 2 台使用できませんでした。これは女性消防隊の管理課で整備している車両ですが、訓練前にふぐあい気づき、事前にまちに連絡していたとお聞きいたします。双方の確認不足等により、当日の使用がかなわなかったと確認しているのですが、災害時にそういった確認不足で起こる事象は、事故や命にかかわるおそれがあります。また、災害時の備蓄品等につきましても、管理されている担当があると思いますが、期限が切れているものや交換に時間を有することもお聞きします。緊急時に最低限必要となるものが備蓄品として保管されているのであれば、備蓄品の点検時の器具にふぐあいや交換等については優先的に素早い対応が必要であると考えているのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃった消防車両の管理につきましては、各消防分団または女性消防隊で毎月器具点検を行っております。ちょうど 11 月 9 日に実施いたしました令和元年度津波避難訓練においては、女性消防隊が活用する消防車両 2 台が使用できなかったのは、バッテリーが上がっていたようでございます。このことにつきましては、前日女性消防隊長から担当職員に対しまして、連絡があったようでございますけれども、修理を怠ってしてしまったようでございます。今後このようなことがないように、指導したところでございます。

また、避難タワー内の備品の管理についても毎月の器具点検の中で女性消防隊が確認し、更新を行っているところでございます。

以上です。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

備蓄品に関しまして、毎月ふぐあい等の確認を行っていますが、その中で整備するのに時間がかかるものも要するという声も聞きましたので、ぜひ優先的な対応をお願いいたします。

次に、本町における災害時応援協定についてお尋ねいたします。

災害発生時に、復旧活動や応援活動等に関する人的、物的支援について地方公共団体と民間事業や関係機関、または自治体間で締結をされる協定について本町はどういった関係機関と締結を行い、災害時にどういった応援をいただけるのでしょうか。

また、本町としてどのような応援支援を行う締結を結んでいるのか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

本町における災害時の応援協定等については、町、地域、防災計画の資料編に記載しておりますが、現在、協定を民間事業者や関係機関との間、または自治体間で締結しております。内容といたしましては、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的支援といたしまして、鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定や東串良町建設同志会並びに東串良町建友会で協定した大規模災害における応急対策に関する協定書がございます。物的支援といたしまして、災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書やことし4月、NPO法人コメリ災害対策センターと締結式を行いました。災害時における物資供給に関する協定書などです。今後もできる限り災害時の応援協定を締結したいと考えております。

現在、協定を提携している内容について、総務課長に答弁させます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

今町長のほうから2、3、締結内容の話があったところがございますが、重複する部分もございますが、再度締結内容について説明をさせていただきたいと思っております。

鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定、それから鹿児島県消防相互応援協定、それから大隅肝属地区消防相互応援協定、それから大隅肝属地区消防組合と鹿屋市、及び肝属郡4町の災害対策本部業務に関する覚書、それから大隅肝属地区消防組合と鹿

会 議 の 経 過

屋市及び肝属郡4町の消防無線に関する覚書、それから災害時における応急生活物資、LPガス協会等の供給に関する協定、それから災害復旧に関する覚書、これは九州電力株式会社でございます。大規模災害における応急対策に関する協定書、これは先ほど町長が話をいたしました町の建設同志会、町の建友会でございます。災害発生時における東串良町との関係郵便局の協力に関する協定、これは日本郵便株式会社でございます。河川管理者による水防管理団体が行う水防のための活動への協力に関する確認書、それから全国石油備蓄基地市町村連絡協議会災害時相互応援協定、それから東串良町における大規模な災害時の応援に関する協定書、これは国土交通省九州地方整備局との間でございます。光ファイバー網の相互接続等に関する協定書、これは国土交通省大隅河川国土事務所とでございます。それから特設公衆電話の設置、利用に関する協定書、これは西日本電信電話株式会社との協定でございます。それから災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定書、これはエスパック株式会社との協定でございます。それから東串良町地区災害復旧に関する覚書、これは九州電力の鹿屋配電所との覚書でございます。地域における協力に関する協定、これは日本郵便株式会社串良郵便局との協定でございます。それから災害時における物資供給に関する協定書、先ほど町長が言いましたとおり4月に締結した部分でございますが、NPO法人コメリ災害対策センターとの協定でございます。

以上で、18の協定を締結しているところでございます。以上で締結内容については終わらせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

南海トラフによる大規模災害が予測されておりますが、近年では台風等の自然災害による被害も深刻化しております。広範囲の地域で協定を結ぶ必要があるとも予測されますが、そのことに関して町長はどうお考えになりますでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

広範囲ということですか。

1 番（小 川）

鹿児島とか、そういった形ではなくて、例えば（聞き取り難し）。

会 議 の 経 過

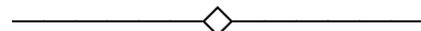
町 長（宮 原）

この物資とか人員派遣ですか。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午後0時12分



再 開 午後0時12分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

町 長（宮 原）

そういう範囲になりましたら、それなりにやっぱり応急援助とか、そういうことは考えておきますので、今のところどうしようとか、こういうことは今のところ考えていない。とにかく災害があったときに対しては、義援物資とかそういうものがありましたら送るように、心がけていきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

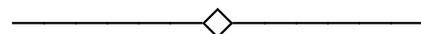
災害時にはさまざまな他事業所、関係機関、自治体の協力が必要となることも予測されます。お互い助け合うことで、少しでも災害による被害を抑え、復興に尽力を注いでいただきたいと思います。

次に、本町の鳥獣対策についてお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

小川議員、ちょっと。ここで、暫時休憩します。

休 憩 午後0時13分



再 開 午後1時30分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

小川議員の一般質問の残り時間を続けます。

1 番 小川香織君。

1 番（小 川）

午前に引き続き、一般質問（２）、本町の鳥獣対策についての質問をいたしたいと思
います。

本町の鳥獣対策についてお尋ねいたします。最近都心でもイノシシがかけめぐる映像
等が放映されています。成獣となると、突進力やかむ力は強靱で成人男性でも重傷なけ
がや最悪の場合、命を落とす危険があると言われていています。もちろん農作物に対する被
害等も深刻な問題となります。本町でもイノシシによる農作物の被害が出ているとお聞
きます。ことしまちのほうで鳥獣対策について熊本から講師の先生をお呼びし、鳥獣対
策についてお話がありました。鳥獣捕獲従事者という、専門的な捕獲従事者の存在につ
いてお聞きし、全国的にその専門資格を保有している方の数が減少しているというお話
も耳にしました。鳥獣対策に捕獲従事者の数が減少していれば、捕獲頭数も減少し、生
存する鳥獣の頭数を抑えることが困難になるのではないかと危惧いたします。

そこで町長にお尋ねいたします。

現在本町における鳥獣捕獲従事者は何名ほど登録されているのでしょうか。また、例年
報告される鳥獣捕獲頭数は、さかのぼって確認すると、減少または増加して報告されて
いるのでしょうか。お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今現在、本町の鳥獣捕獲従事者でございますが、東串良町猟友会にお願いしておりま
す。平成25年度には、最大13名で活動しておりましたが、近年の高齢化進展により、
現在6名の方で活動していただいております。状況が続いております。活動内容といた
しましては、町の箱わな設置場所の指導、また箱わなにかかったときの止め刺し及びイ
ノシシの追跡調査、そして捕獲者のくくりわなの設置による御協力をいただいていると
ころでございます。捕獲頭数でございますが、ことしにつきましては、現在イノシシ1
3頭、タヌキ4頭の捕獲・駆除を行っております。参考までに過去5年間の実績を申し
上げますと、平成26年度は、捕獲実績なし、平成27年度はタヌキ7頭、平成28年
度がイノシシ5頭、タヌキ3頭、平成29年度はイノシシ2頭、平成30年度はイノシ
シ8頭の状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

では、現在本町における鳥獣被害件数または被害総額についてどのような推移を示しているのでしょうか。お答えいただきますようお願いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

過去において鳥獣被害についてはカラスでありますとか、タヌキ、モグラといった類いの小動物でございましたが、特段農作物への甚大な被害は確認されていない状況でございます。しかしながらここ数年、夏場には猿が岩弘地区に出没、また、イノシシは岩弘地区、柏原地区、松林全域において出没し、サツマイモ、家庭菜園、水稻などの圃場へ侵入が確認されており、一部被害も発生しております。今後個体数がふえることで、農作物へのさらなる被害が拡大が危惧される状況でございます。実際、農家のアンケートによりますと、農家の皆様の声を聞きますところ、畜産、園芸、露地野菜、水稻など本町の主要作物全般において悪さなどをされており、困り果てる様子でございます。鳥獣等の個体数が今後ふえることでの危機意識を感じておりまして、行政といたしましても、鳥獣被害対策の強化を図ることが急務だと考えているところでございます。本町の鳥獣被害の推移につきましては、農林水産課長から説明をさせます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（木佐貫）

御説明申し上げます。

鹿児島県への被害調査も毎年被害なしで報告しているところでございまして、実績がありませんので鳥獣被害の推移についてはわかりかねる次第でございます。といいますのも鳥獣被害につきましては、毎年4月に鳥獣被害の把握のため、各振興会を通しまして、鳥獣による農作物被害調査を行っておりますが、これまで鳥獣被害があった報告は受けていないことから、被害額の算出までは至っていないところでございます。

また、本年につきましては、町民の方から役場へ通報があり、職員で現場確認をしたところ、家庭菜園を一部荒らされたり、また、サツマイモ、水稻の圃場に侵入され、一部荒らされたことは確認しておりますが、家庭菜園は、農作物被害の対象外であったり、またサツマイモ、水稻についても被害がごく部分的であり、明確な判断基準もないため、被害額の算定については困難を要しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川香織さん。

1 番（小 川）

伺いました。

鳥獣被害について、現在本町に対しての被害総額という訴えはないということを確認させていただきました。鳥獣被害に関しましては、全国的な問題となっている事象であります。特に過疎化の進む地域で重症化している問題であると耳にします。イノシシは大変頭のよい動物であるため、簡単に捕獲することはできないと聞きます。本町においても、イノシシの捕獲頭数は年々上昇していると伺いましたが、やはり頭数的に多い頭数ではないような気がします。わなを仕掛けるだけではイノシシは捕獲できず、わなの仕掛け方や誘い方にも洗練された技術と知識が必要だとお聞きします。しかし、近年の人口減少問題により、捕獲従事者の減少や高齢化、担い手不足などにより、鳥獣本体の数が抑えられない事態が出てきているとお聞きします。つまり今後従事者の安定的な人数の確保や、また技術、知識の伝承を行うリーダー育成が必要だと考えるのですが、技術、知識を伝承するリーダーを確保するには、町のサポートが必要になると思います。今後、まちとして鳥獣対策について危惧するといった答弁をいただきましたが、鳥獣対策に対するリーダー育成の計画など今後の計画がございましたら、考えをお聞きしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、東串良町の鳥獣被害防止計画を策定し、検討、協議中でございますが、あわせて農家隊と町猟友会の連携による鳥獣被害対策実施隊の結成ということで、仮称ではございますが、東串良町鳥獣ハンターの発足に向け、ただいま準備を行っているところでございます。国の鳥獣被害対策の補助事業等も活用し、令和2年度から活動を開始するとともに、また農家の皆様方向けの鳥獣被害対策講演会等も開催いたしまして、行政と地域が一体となった鳥獣被害対策の展開を図っていく所存でございます。今後、危機意識を持って取り組んでまいりますので、何とぞ御理解、御協力をよろしくお願ひいたします。

また本町の被害対策の具体的な計画につきましては、農林水産課長から説明をさせていただきます。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（木佐貫）

御説明申し上げます。

東串良町鳥獣対策といたしましては、東串良町鳥獣ハンターを発足する予定としています。規模は農家隊約10名、今現在の猟友会6名で考えているところでございます。鳥獣被害対策実施隊は、鹿児島県では43市町村のうち39市町村で発足しております。大隅半島では、本町を除く鹿屋市、垂水市、南大隅町、錦江町、肝付町、志布志市、大崎町、曾於市で実施隊はできている状況です。本町においては、大きな被害もなかったことから実施隊の発足はなかったと考えております。

本年12月までに消防団員を東部を中心とした農家隊の募集を行い、来年1月には農家隊、猟友会の鳥獣被害対策研修会などを開催し、活動内容を確認していただく予定とし、それを受け、来年3月には東串良町鳥獣ハンター発足式を行う予定としております。活動支援としましては、国庫事業の鳥獣対策防止総合対策交付金、上限200万円という事業を活用しながら鳥獣被害対策実施隊の活動支援を行っていきたいと考えているところでございます。また、実施隊の報酬、公務災害を明確化するため、鳥獣被害対策実施隊設置条例を3月議会に上程する予定としているところでございます。その際には、議会の御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1番 小川香織議員。

1番（小 川）

伺いました。

現在、鳥獣ハンター発足を考えて検討されており、来年3月には発足式を開催するというのを聞き、今後被害の想定が大きくなる鳥獣対策について、町の対策を知ることができました。これから人口減少や空き家問題で鳥獣被害について声が出てくるかもしれませんので、まちの大事な農業、また財産を守るために、今後もまちとして取り組みを行っていただきたいと思います。

本日予定しておりました一般質問事項なのですが、（3）教育問題について、（4）医療費についての質問を私の時間配分の不力から残りの時間もわずかになったため、次回質問したいと思いますので、本日は、これで一般質問のほうを終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

それでは、次に、7番 前田 隆議員の発言を許します。

7番 前田 隆君。

7番（前 田）

会 議 の 経 過

それでは、私も2点ほど通告いたしましたので、この2点について質問いたします。

まず1番目ですが、来年の町長選挙に立候補を表明しているが目指す今後のまちづくりについてであります。宮原町政の1期目は、前町長からの数々の諸問題の解決に明け暮れた日々ではなかったかと思っております。

1番目に、にぎやかタウン雪山土地陥没の問題では、解決できなかったのを就任早々から積極的に取り組み、10年以上前進のない状態であったため、怒りが頂点に達していた被害者住民の心を解きほぐすことになって解決に導いたと思います。また、平成19年度には、固定資産税の減免に関する住民訴訟と、また平成21年には地方創生事業の通信大学と英会話などの前町長の解決していない問題がまだ残っております。それに対して2期目に向けて、こどもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛をとのスローガンを掲げておられると思います。それに対して農業、商工業、水産業、観光の振興及び幼児から高齢者までの福祉対策、人口増対策、防災減災対策等について目玉としてどのような事業を考えているのか、町長に伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町長就任以来、私の目指すまちづくりは、笑顔あふれるまちづくりをスローガンに掲げ、「こどもに夢を、若者にロマンを、お年寄りに愛を」の3点を重点に推進してまいりました。基幹産業であります農畜水産業を担う担当課、圃場整備や農地集積、農業振興地域等窓口を一元化され、住民の皆様には相談や申請がスムーズに行うことを目的に、役場の組織再編をいたしました。さらに専門性の高い業務に対応するため、専門資格者や指導員を積極的に採用し、それぞれの担当部署に配置いたしました。

2025年問題を控え、福祉施策につきましては、これまでの諸施策に加え、高齢者の予防接種助成延長、人間ドック助成金の増額や管理栄養士もかかわった糖尿病予防事業など住民の皆さんの健康増進を図る施策を実施したところでございます。一方、柏原地区の活性化策の一つといたしまして、人口増加にかかわる事業を柏原地区へ初めて定住促進住宅整備事業を導入し着工いたしました。本年度は2区画ですが、柏原地区への移住促進の足がかりになればと期待しているところでございます。同時に柏原海岸沿いの松林内の雑木の除伐、抜根作業も実施し、景観対策や鳥獣被害対策にも効果があるのではと期待しているところでございます。こうした地道な作業で整備された枯れ松葉を使ったさまざまな利活用も図られるのではと期待しております。あわせて円山公園、ふれあいの森へと大型複合遊具の設置や、相撲場周辺の芝生に着工し、訪れた方々の憩いの場として楽しんでもらえたらありがたいなと思っております。

教育関係におきましては、中学校、両小学校にエアコンを設置を完了し、児童生徒の学習環境が整ったところでございます。防災道路の拡充につきましても長年要望のあった池之原安留線、溜水地区の改良舗装工事により着工することができ、完成が待た

れるところでございます。その他、あらゆる分野におきまして、施策や事業を展開してまいりましたけれども、まちをこれまで以上に飛躍させたいという思いに変わりはございません。そうした中で本町の課題である人口減少の解決策として、町外からの移住を進める定住促進住宅整備を初め、商業後継者や新規就農研修者を受けるシェアハウスの整備等受け入れ体制に万全を期したところでございます。このような施策を引き続き行いつつ、例えば農業振興、特に農業研修制度を充実させ、空き家バンク等を活用して、研修生へ提供し、研修生が住居等を探す手間を省くなど、これまで行ってきた事業を連携することと、より一層の効果的なものになると思っております。

観光事業においては、柏原海岸の整備、円山公園の整備、ふれあいの森の整備、そして松林の整備、唐仁古墳群等の古墳群の整備を行い、また東串良漁協では、種子島周辺漁協対策事業において整備した急速冷凍機を活用した生しらす販売を行っております。これらのものを活用した観光振興を行えればと思っております。施設整備につきましては、老朽化の施設も多く、建てかえの時期に来ているところもございしますが、公共施設等整備基金も創設させていただきましたので、基金積立も含め、各種補助事業を模索しながら複合施設的な形で整備が図られたらと思っております。町民、議員の皆様の御理解、御協力をお願いします。

最後に、姉妹校、姉妹都市の締結については、今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

私が町長に就任してから間もなく4年の任期を終えようとしておりますが、私の思いはまだまだ道半ばでございます。不満な点も言える性質のものかどうかは別といたしまして、あえて申し上げるならば、この4年間で時間的な問題、財源的な問題でやり残している事業、施策もあるだろうと思えます。具体的な中身につきましては、時期を見まして、町民の皆様にきちんと御説明申し上げ、引き続き町民の皆様方の御支援をいただくことができましたら、次の任期において町の発展のために、粉骨砕身頑張っていく所存でございますので、御理解いただけたらと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

ただいま町長のほうから今までの4年間の実績とこれからの課題でやり残したことは来年の2月に無事当選されればやるということでした。この前、柏原地区の方とちょっと話をする機会がありまして、話をしてみましたら、涙が出るぐらいいい言葉をいただきました。今まで歴代の町長で、これだけ柏原に目を向けてきてくれた町長はいなかったと。本当にありがたいことだと言われました。本当にそういうふうになっていらいやいますから、今まで誰がしてくれたよち。ほんのこち柏原はわざわざ変わったと言われました。本当ですねと、僕らも行って見てびっくりしました。それで柏原地区だけを今の町長はちょっと目が向いているような感じがするんですね。豊栄地区も前からずっと

会 議 の 経 過

話が出ている旅館やらレストランやら、あの問題はどうなっているのか、通告にはしておりませんが、ちょっとだけでもいいから教えてください。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

ただいま御質問のありました宿泊施設、ホテルの件でございます。これにつきましては、町長の指導のもと、一生懸命建設誘致ということで現在も継続で取り組んでおります。先方さんの方も前向きに検討しているということでございますので、ホテル建設実現のために、これからも全力で頑張っていく所存でございます。御理解方よろしく願います。

議 長（田之畑）
7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

あの問題は、私が去年の12月議会で一般質問してから1年になります。余り進展しているような感じはしませんが、ぜひ本気になって取り組んでいてもらいたいと思います。

それでは、2番目について、防犯対策についてですけど、町の防犯カメラの台数は、場所は要らないんですけど、何台ぐらい設置してあるのかを教えてください。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（江 口）

防犯カメラの台数でございますが、7カ所の計10台設置いたしております。以上です。

議 長（田之畑）
7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

何でこの防犯対策をいうかといいますと、今現在、皆さんも知っていらっしゃる通り、今日本全国でいろいろな事件や事故が多発している中で防犯カメラが大いに役立っているようでございます。事件、事故の解決につながっています。まだ我がまちでは大きな事件や事故は発生していませんが、この世の中何が起こるかわからない現状ですよ

ね。9月21日の山梨県の女兒不明の件でも、もしあれがどこかに防犯カメラでも設置してあったら、もう解決しているんじゃないかと思います。だから私が思うのは、犯罪の未然防止や事件、事故の早期解決を図るため、町内各地区に防犯カメラを設置する考えはないかということです。もし万が一そういう事件でも起きれば、防犯カメラがあれば解決に向かうのではないかと思うんですけども、その考えはないですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

防犯カメラの設置については、ただ漫然と設置するのではなく、地域の犯罪情勢や地域の特徴を詳細に分析する上で、犯罪の未然防止や事件、事故の早期解決を図るなど、効果が見込まれる場合、設置する必要があると考えております。しかしながら防犯カメラはリアルタイムで撮影や映像を記録することが可能であるため、不特定多数の住民を撮影することになり、非撮影者のプライバシー等の基本的人権を侵害してしまうおそれがあります。そのため、防犯カメラを設置運用する場合、その管理については慎重な対応が必要になってくると考えられます。国においては、防犯カメラの設置運用については、規定した法律は存在しないため、各自治体の判断に委ねられているのが現状でございます。本町については、公共施設等を中心に、今課長のほうからありましたけれども、10台の防犯カメラを設置してあります。防犯カメラの設置、理由については、町が管理する施設管理のための設置したものや肝付警察署からの要望により設置したものでございます。また住民の要望などがありましたときは、肝付警察署などと検討してまいり、設置したいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

7番 前田 隆君。

7 番（前 田）

なかなか難しいとは思いますが、事故や事件があつてからしもたなど、あのときつけておけばよかつたなというようなことがあるやもしれません。だから、ぜひこれは前向きに検討していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、瀬戸山譲一議員は欠席のため、5番 西園貞美議員の発言を許します。

5番 西園貞美君。

5 番 (西 園)

最後の質問者となりましたが、通告に従い質問したいと思います。町長の簡単明瞭な答弁を期待いたします。

観光対策について、町内全般ですけれども、今後どのような取り組みを考えているか尋ねたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

本町の観光資源の中心となるのは、やはり唐仁古墳群、そして柏原海岸、広大な松林、そしてルーピンでございます。

唐仁古墳につきましては、第1号墳の周濠近くに県の魅力ある観光地づくり事業によりまして、令和2年度に駐車場やトイレ、あずまや、そして看板、駐輪場などが整備されることとなっており、肝付町の塚崎古墳や大崎町の横瀬古墳をめぐる広域的な観光ルートを確立できたらと考えております。さらには、柏原の老朽化した児童館を撤去し、同場所に公園の管理棟を建設し、公園機能の充実を図るとともに、観光情報の発信や地元特産品をPRできる拠点施設としても活用してまいりたいと思っております。また、近隣市町にない独特な形状のバンガローの建設も予定しております。町営プールにつきましても建設後、相当な年数が経過しておりますので、再整備するか、観光振興につながるような施設整備とするかにつきましては、今後検討してまいります。

一方、ふれあいの森につきましては、約3ヘクタールという広大な面積であります。現時点におきましては、雑草や雑木が生い茂らないように、定期的な清掃作業を委託しております。年間を通して、町内外の方々にぎわうキャンプ施設となるように努めてまいりたいと考えております。

またキャンプで訪れた皆様へ弁当、オードブル、柏原名物のさつまあげなどの宣伝を行い、注文や買い物をしていただくこと等での経済効果を高めて行けたらと考えております。

私の最終的な理想は、昔のように、きれいな松林内から青い海が見れ、シュロがいっぱい生えている状態を復活させることと、円山公園やふれあいの森へ町内外からも多くの観光客が訪れ、にぎわい、交流人口が増し、商店街や事業者の方々にもうけていただくことで観光による地域活性化が図られたらと考えているところでございます。

柏原海岸では、ビーチクリーナーを活用した砂浜で遊べる場所やスポーツを軽く体験できるような環境を整えてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

今町長の熱い思いを聞きまして安心したところでございます。今の思いは、古墳群があちこちあって、大崎から我がまちを通って肝付町まで、この観光ルートも非常にいいと思うんですけれども、ただ通るだけでは、観光めぐり、古墳めぐりだけでは町に潤いはございません。ふれあいの森から町境の安留のあそこまで約4キロ弱でございます。業者に区割りして清掃管理をお願いしたらどうですか。また引き受けてもいいという業者もおられるそうですが、その気はございませんか、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

松林のことでしょうか。あのところは、国有林でございますので、やっぱりそこは国にお願いいたしまして、今大隅森林管理局のほうでも整備に手をつけているようでございます。徐々にですけれども、声を上げてやっていかないとなかなかやってくれませんので、また改めて声を高らかにまた言っていきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

それはもちろん国の施設ですから、国に許可をもらってするのは当然でございますけれども、そこを国と協議しながら、国の土地ですけれども、やはり町内の景観の一つでございますから、ぜひとも国にかけ合って了解をもらって、今私が申し上げました業者の方に区割りをしながら管理をしてもらうという方法が一番いいんじゃないかと思っております。松林が昔みたいにきれいになったらもちろんイノシシやタヌキもいなくなりますし、そういう日が来ると思います。シュロや、それからキイナバ、シメジがとれるような日が来るかもしれません。そうしたら自然と人は集まります。そういう思いはございませんか、どうですか、一緒ですよ、町長。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり我がまちに建設同志会の方々、19社ほどいらっしゃいますの

で、また折があるたび、また業者の方々に御相談申し上げたいと思っておりますので、どうか御理解ください。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

大分安心したところでございます。

もう一つ、一番大事なこともかもしれませんが、肝付町と話し合いをして、この柏原海岸から権現山がありますよね。あそこまでケーブルを通したらどうかと思うんですよ。去年我々議員も滋賀県に研修に行ったんですけども、滋賀県は非常に下からケーブルが通って、下の商店街とか、土産品店とか、あと山の上にも食堂があったり、土産品等があったり、これいいなとすぐ直感しました。この我が町も権現山がありますよね。権現山から柏原の海岸まで引ける事業を持ってきたら、これは何が何でも黙っておっても人は集まります。観光バスで観光客が来ると思います。ぜひとも、これを肝付町の町長と話をされまして、また森山先生のところをお願いに行って、ぜひとも国の力をかりて我がまちに金を持ってきていただきたいと、そう思っているところでございますけれども町長どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員からうれしいお言葉をいただきました。肝付町とは同じ同級生ですので、話をぜひ出させていただきたいと思っております。ケーブルカーを引けるようなこと、できたら素晴らしいと思っておりますので、なお観光につなげる道筋でございますので、わかりました。

議 長（田之畑）

5 番 西園貞美君。

5 番（西 園）

最後に町長、実のある仕事をして、1期目の宮原行政を花咲かせるような仕事をしていただきたいと、お願いでございます。

私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で一般質問を終わります。

- ◆ 日程第2 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 牧原完治君。

4 番（牧 原）

確認ですが、議員の報酬は引き上げ、13万8千幾ら引き上げになるんですね、確認です。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

議員の報酬、いわゆる特別職の報酬というところでございますが、それにつきましては、給料ではなくて、ボーナスを0.05月分ふやします。いわゆる議員さんにつきましては、期末手当のほうで0.05月分、議員さんは期末しかないんですが、その部分で今回は0.05、来年度以降は、0.05を二つに分けて、0.025、6月と12月に分けて平準化して支給しますよという条例でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番 牧原完治君。

会 議 の 経 過

4 番 (牧 原)

わずかですが、議員の報酬というか、手当が引き上げることについては、町民の理解が得られないと思います。よって、私は反対いたします。

議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。賛成者の討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第50号 東串良町特別職の職員の諸給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 議 長 (田之畑)

日程第3 議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番 宮地利雄君。

### 9 番 (宮 地)

この職員の給与ですが、予算説明の中でラスパイレス指数が本町は他町より低いということで他町村との比較を総務課長は大分早口でしたので、この場でもっとゆっくり

## 会 議 の 経 過

り比較がわかるようにメモしますので答弁願います。

それともう一つは、この職員の処遇に関するわけですから、職員組合との今回こういう形での条例改正したいと思うがという協議はなされたものかどうか。

以上2点をお願いします。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

済みません、早口で申しわけなかったです。

それでは、今質問されましたラスパイレス指数について説明をさせていただきます。

東串良町は、平成30年4月1日のラスパイレス指数でございますが95.3、錦江町が97.6、南大隅町が97.9、肝付町が97.5というところでございます。

それと職員組合とのどうこうという話でございますが、これは人事院勧告に基づく部分でございますので、特に職員組合との協議は行っておりませんが、人事院勧告に基づく国の給料表を使っている関係もございまして、人事院勧告に基づいてやっておりますので、職員組合とのどうこうということは行っておりませんし、今までもしていないのが実情でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

特にないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第51号 東串良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第52号 東串良町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第5号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 西園貞美君。

5 番（西 園）

17ページですけれども、ふるさと納税の件ですけれども、ここに6番の企画費、この中にふるさと納税を1億円集めるという計画がございます。この中で返礼品が4,435万3,000円、約44%の返礼率でございますけれども、2016年の8月に県内で一番高かったですよね、57.7%でございました、そのときに。2017年3月に、これは南日本新聞に載っておりましたが、総務省は、ふるさと納税の返礼上限を3割の上限を目安として返礼しないという方針を固めております。そして昨年の11月に、返礼品違反ということで南さつま市と東串良町が基準を守っていないという指摘を受けました。これは後から、この3割に抑えることはできないか尋ねたいと思います。またできないのであれば、そのできない理由を聞かせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

確かに議員がおっしゃいましたとおり、寄附1億円増としておりますので、この予算上で見ますと、4,400万円ですから、44%というふうに理解できると思いますけれども、これにつきましては、年間予算で通した場合に1年間の返礼品の額をこちらとしても完了いたしております。トータルの額で見ますと、3割以内に抑えられるようになっております。今回の予算は見え方としては、ちょっと異様でございますけれども、年間を通していけば3割になっているということになっております。

それから議員がおっしゃるとおり、地方税法でも3割以内というふうに明確に規定がされておりますので、その範囲内で対応できるようにいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

4番 牧原完治君。

## 会 議 の 経 過

### 4 番 (牧 原)

同じく寄附金なのですが、柏原出身の横山さんから多額の1,000万円の寄附を受けたということで、町報等にも載っているわけなのですが、どのような町長は使い道を考えているか聞きたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

できたら物として形でやりたいということで、ちょうど今、町内のバスツアーもやっておりますので、そういう形、一つのバスをちょっと使えたらということ思っております、福祉センターのほうもバスを10年ぐらいになっておりますので、その後後継者としても利活用を図りたいなと思っております、行く行くは町内のくるりんバスでもいいし、何かそういうのに使えたらいいなと思っております。そういう形で一つの答えとして使えたらせつかくですので、そう思っているところでございます。

議 長 (田之畑)

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第53号 令和元年度東串良町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第54号 令和元年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、12月19日午前10時より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

会 議 の 経 過

散 会 午後2時18分

令和元年第4回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和元年12月19日 午前10時00分  
閉 会 令和元年12月19日 午前10時05分

出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

4番 牧原 完治                      6番 泊 重巳

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |        |                  |        |
|--------|--------|------------------|--------|
| 町長     | 宮原 順   | 住民課長             | 宮地 利行  |
| 副町長    | 畠中 勇一郎 | 企画課長             | 中島 孝一  |
| 教育長    | 天神 康男  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 高吉 幸一郎 |
| 会計管理者  | 有嶋 義昭  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 田尾 勝   |
| 総務課長   | 江口 勝志  | 社会教育課長           | 橋口 正博  |
| 農林水産課長 | 木佐貫 勝志 | 総務課長補佐           | 上野 史生  |
| 福祉課長   | 吉永 広史  |                  |        |
| 税務課長   | 東水流 勝  |                  |        |
| 建設課長   | 甫村 良教  |                  |        |

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 大園 保広                      書記 浜屋 啓子

|          |        |
|----------|--------|
| 議事日程     | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり |

# 議 事 日 程

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 3 議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議員派遣の件

日程第 2 議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第 3 議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 4 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により別紙のとおり、派遣することにした
と思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は別紙のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について変更があった場合、議長に一任することに決定し
ました。

~~~~~

## ◆ 日程第2 議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

## 会 議 の 経 過

2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第55号 令和元年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第3 議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第56号 令和元年度東串良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は去る10日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 令和元年度東申良町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第4 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項及び議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
議 長 (田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時05分